

(環太平洋パートナーシップ協定に基づくアメリカ合衆国における蒸留酒のための充填の基準に関する
日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文)

(米国側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本代表は、環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP協定」という。）の
本日の署名に関連して、アメリカ合衆国政府の代表者と日本国政府の代表者との間で到達した次の了解を
確認する光栄を有します。

1 アメリカ合衆国財務省は、蒸留酒のための七百ミリリットル、七百二十ミリリットル、九百ミリリット
ル及び一・八リットルの充填の基準を設定することを求める日本国の酒類業団体からの請願を受領した場
合には、当該充填の基準を追加的に含めるための規則を改正する提案を行う。提案された規則について
は、アメリカ合衆国連邦官報において公表し、公衆による意見提出を六十日間求める。日本国政府及び日
本国の団体を含む関心を有する全ての者は、公衆による意見提出の期間中に意見を提出することができ

る。

2 アメリカ合衆国財務省は、公衆による意見提出の期間が終了した後、全ての公衆による意見を検討し、行政手続法に従って提案についての最終的な措置をとる。

3 提案された規則がアメリカ合衆国連邦官報において公表された後、最終的な措置がとられるまでの間は、この問題に関する書面及び口頭による日本国政府との全ての通信については、行政手続法に従って行う。

本代表は、この書簡及び閣下の確認の返簡が両政府間の合意を構成し、TPP協定第二十八章（紛争解決）の規定に基づく紛争解決に服するものとして、その合意がアメリカ合衆国及び日本国についてのTPP協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

二千十六年二月四日

日本国内閣府副大臣 高鳥修一閣下

大使 マイケル・B・G・フロマン

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領いたします。

(米国側書簡)

本官は、日本国政府がこの了解を共有することを確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP協定」という。）第二十八章（紛争解決）の規定に基づく紛争解決に服するものとして、その合意が日本国及びアメリカ合衆国についてのTPP協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

二千十六年二月四日にオークランドで

日本国内閣府副大臣 高鳥修一

合衆国通商代表 マイケル・B・G・フロマン閣下